

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号

東 海 運 株 式 会 社

代表取締役 長 島 康 雄
社 長

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月26日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送下さい。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

2頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権を行使して下さい。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階 Fタワープラザホール
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 (1) 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 (2) 第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参下さい。
- ◎ 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.azumaship.co.jp/>）において掲載させていただきます。

第118回定時株主総会におきまして、お土産の配付は予定しておりません。
何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承下さい。

[議決権行使ウェブサイトURL] ウェブ行使 [https://www. web54. net](https://www.web54.net)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の2019年6月26日（水曜日）午後5時15分までに行使されますようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効としたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料等）は、株主様のご負担となります。

3. 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- (1) パスワードは行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせについて

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話]0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ①証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。
 - ②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話]0120-782-031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

以上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が持続していることを背景に、個人消費も緩やかに持ち直しましたが、米中貿易摩擦など不安定な世界経済の影響もあり、総じて弱含みで推移しました。

物流業界では、人手不足対策として進められている設備投資や個人消費が増勢で推移する中で、生産関連貨物・消費関連貨物が堅調な荷動きとなりました。また、増税前の駆け込み需要の影響もあり住宅関連貨物が持ち直しの動きをみせました。しかしながら、ドライバーを始めとする労働力不足や燃料価格の上昇などを背景に厳しい事業環境となりました。

また、国際貨物輸送では、輸出は、米中貿易摩擦の影響などにより中国経済が減速し、中国向けを中心に減少しました。輸入は、内需が堅調に推移したものの総じて横ばいで推移しました。

このような環境の下、当社グループでは、『将来のありたい姿』として、市場と顧客に選ばれる企業になるために、(1)環境変化への適応、(2)最新技術の取込み、(3)事業領域の拡大の3つを長期的な課題であるとの認識のもと、次の100年に向け、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とすることを掲げた中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』の初年度として(1)企業風土の変革、(2)グループ営業力の強化、(3)6事業領域の充実の3つをグループ重点課題として掲げ、企業価値の向上を目指した施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の当社グループ営業収益は、419億7千6百万円と前期に比べ10億3千8百万円(2.5%)の増収となり、営業利益は6億5千2百万円と前期に比べ1億1千9百万円(15.5%)の減益、経常利益は7億1千8百万円と前期に比べ7千3百万円(9.3%)の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、3億2千5百万円と前期に比べ2億2千3百万円(40.6%)の減益となりました。

当期における事業別の概況は、次のとおりです。

＜物流事業＞

物流事業部門におきましては、国際貨物について、直通航路の開設によるインドネシア・香港向けの輸出貨物取扱量が増加しました。油井管の取扱量についてはロシア向けが減少したものの、中央アジア向けは増加しました。また、ロシア経済が引き続き堅調に推移したことにより消費財関連貨物の取扱量も増加しました。

また、国内貨物につきましては、鉄鋼製品及び鉄骨製品等、建材関連貨物のカーフェリーにおける輸送量が増加しました。また、中国・東南アジアからの輸入を中心として家具や建設部材、ゴム製品及び一般機械等の輸出入関連貨物の取扱いにおいて、増収となりました。

これらの結果、物流事業の営業収益は、304億4千1百万円と前期に比べ19億8千1百万円（7.0%）の増収となりました。

＜海運事業＞

海運事業部門におきましては、内航船部門のセメント船について、国内の建設需要が堅調に推移した影響により緩やかながら輸送量が増加しました。一方、一般貨物船については、取扱量拡大に向け効率的な輸送に努めましたが、燃料費の上昇等により輸送コストが増加しました。外航船部門については、定期用船1隻の契約終了が影響し、減収となりました。

これらの結果、海運事業の営業収益は、108億6千8百万円と前期に比べ10億3千8百万円（8.7%）の減収となりました。

＜不動産事業＞

不動産事業部門におきましては、保有資産の適正な維持管理のための修繕を行いました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、4億1千8百万円と前期とほぼ同額となりました。

＜その他事業＞

その他事業部門におきましては、一昨年８月に植物工場の拡張工事が完了し、本格的な増産体制に移行したことにより、出荷数量は前期比で大幅に増加しました。一方、拡張施設における収量安定化に向けた取組みを継続してきた結果、一定の効果は出ているものの、計画比で目標収量未達となりました。

これらの結果、その他事業の営業収益は、２億４千８百万円と前期に比べ９千６百万円（63.0％）の増収となりました。

事業別の営業収益及び構成比は、次のとおりです。

事業別	営業収益	構成比
物流事業	30,441百万円	72.5%
海運事業	10,868百万円	25.9%
不動産事業	418百万円	1.0%
その他事業	248百万円	0.6%
合計	41,976百万円	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当期は、倉庫の拡充や改修による機能強化、貨物自動車を始めとした輸送設備・荷役機器等の購入等を実施いたしました。

これらの総額は、１４億１千４百万円であり、自己資金及び借入金で賄いました。

次期の主な設備投資としては、倉庫機能の拡大強化、輸送設備・荷役機器の購入及び生産性・サービス向上と営業力強化を可能にする情報システムの再構築等を予定しております。

(3) 資金調達の状況

当期は、長期借入金及び短期借入金により３４億２千万円を資金調達いたしました。

一方、長期借入金及び短期借入金を３８億６千９百万円返済いたしました。

この結果、当社グループの連結有利子負債残高は、９５億６千４百万円と前期に比べ４億４千９百万円減少いたしました。

(4) 対処すべき課題

2019年度のわが国経済は、景気回復基調で推移することが見込まれるものの、インフラ整備といった五輪関連需要の一巡、消費税率の引き上げや米中貿易摩擦などによる景気の下振れリスクが懸念されるなど、不透明な状況で推移するものと予想されます。

このような事業環境の下、当社グループでは、『将来のありたい姿』として、市場と顧客に選ばれる企業になるために、(1)環境変化への適応、(2)最新技術の取込み、(3)事業領域の拡大の3つを長期的な課題であるとの認識のもと、次の100年に向けて、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とすることを掲げた中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』の2年目として (1)企業風土の変革、(2)グループ営業力の強化、(3)6事業領域の充実の3つをグループ重点課題として掲げ、企業価値の向上を目指して更なる飛躍に挑戦します。

具体的には、次のとおりです。

中期経営計画『Azuma Challenge Next100 ～新たな100年へ～』

1. 基本方針

次の100年に向け、「挑戦」を続ける新たな社風を作り上げるため、意識改革とその土台作りを着実に実行する「3年間」とします。

2. グループ重点課題

(1) 企業風土の変革 ～従業員が幸せを感じる企業～

- 労働環境の向上
- 人財育成
- 管理コストの削減
- 新たな社風への土台作り

(2) グループ営業力の強化 ～拡大注力・成長育成事業の国内外連携による収益拡大～

- 倉庫・不動産（拡大注力事業）の拠点拡大
- 海外事業（拡大注力事業）の収益拡大
- 環境関連事業領域（成長育成事業）の確立
- 新規事業（成長育成事業）の創出

(3) 6事業領域の充実 ～事業領域別戦略実行による事業基盤の維持拡大～

- 海上輸送事業領域：重要顧客の商権確保
- 港湾事業領域：重要顧客の商権確保
- 国際輸送事業領域：収益拡大策の実施
- 倉庫・不動産事業領域：稼働率の向上
- 陸上輸送事業領域：採算性の追求
- 環境関連事業領域：事業拡大の為の体制整備

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第115期	2016年度 第116期	2017年度 第117期	2018年度 第118期(当期)
営 業 収 益	38,808百万円	38,070百万円	40,938百万円	41,976百万円
経 常 利 益	782百万円	761百万円	792百万円	718百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	798百万円	505百万円	549百万円	325百万円
1株当たり当期純利益	28.73円	18.16円	19.75円	11.72円
純 資 産	14,349百万円	14,973百万円	15,208百万円	15,066百万円
総 資 産	34,823百万円	35,750百万円	36,279百万円	35,756百万円
1株当たり純資産額	511.72円	533.42円	544.89円	539.89円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2015年度 第115期	2016年度 第116期	2017年度 第117期	2018年度 第118期(当期)
営 業 収 益	32,650百万円	32,008百万円	34,618百万円	34,863百万円
経 常 利 益	747百万円	690百万円	791百万円	614百万円
当 期 純 利 益	510百万円	404百万円	593百万円	178百万円
1株当たり当期純利益	18.35円	14.54円	21.32円	6.41円
純 資 産	12,857百万円	13,353百万円	13,763百万円	13,491百万円
総 資 産	29,269百万円	30,265百万円	30,944百万円	30,627百万円
1株当たり純資産額	462.34円	480.17円	494.91円	485.12円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、小数点第三位を四捨五入して表示しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第118期の期首から適用しており、第117期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
近 畿 港 運 株 式 会 社	40百万円	96.7%	港 湾 運 送 業
イースタンマリンスシステム株式会社	50百万円	100%	船 舶 貸 渡 業
豊 前 久 保 田 海 運 株 式 会 社	10百万円	100%	内 航 海 運 業
アヅマ・ロジテック株式会社	100百万円	100%	貨物自動車運送事業
関東エアーカーゴ株式会社	30百万円	100%	貨物自動車運送事業
A Z M M A R I N E S . A .	1,000USドル	100%	外 航 海 運 業
タンデム・ジャパン株式会社	50百万円	51.0%	国際複合一貫輸送業
東華貨運代理（青島）有限公司	730万人民币元	100%	国際貨物輸送代理業

(7) 主要な事業内容

① 物 流 事 業

港 湾 運 送 業	海運貨物の受渡、港湾荷役、貯運送及び荷捌保管業務
陸 上 運 送 業	一般貨物自動車、大型トラクタ車、バラセメント車等 による貨物の運送及びコンテナ輸送並びに引越業務
倉 庫 業	寄託貨物の倉庫における保管業務
倉庫・工場内作業請負業	得意先の倉庫・工場内における貨物の保管、移動、 梱包及び搬出入業務
通 関 業	輸出入貨物の税関に対する通関手続代行業務
航空貨物取扱業	航空貨物の集貨、受渡などの取扱業務
船舶代理店業	内外船社の運航及び集貨の代理店業務
国際複合一貫輸送業	輸出入貨物の海外一貫輸送の取扱業務

② 海 運 事 業

海 運 業	セメント専用船並びに一般貨物船による内航及び外 航輸送業務
-------	----------------------------------

③ 不 動 産 事 業

不 動 産 業	不動産の賃貸業務
---------	----------

④ そ の 他 事 業

農産物生産・販売業	農産物の生産管理及び販売業務
-----------	----------------

(8) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
京 浜 事 業 部	東 京 都 大 田 区
関 東 事 業 部	千 葉 県 千 葉 市
中 部 事 業 部	愛 知 県 名 古 屋 市
九 州 事 業 部	福 岡 県 北 九 州 市
海 運 事 業 部	東 京 都 中 央 区
東 京 陸 運 事 業 部	東 京 都 江 東 区

② 子会社

名 称	所 在 地
近 畿 港 運 株 式 会 社	大 阪 府 大 阪 市
イースタンマリンシステム株式会社	大 分 県 大 分 市
豊 前 久 保 田 海 運 株 式 会 社	福 岡 県 北 九 州 市
アヅマ・ロジテック株式会社	東 京 都 江 東 区
関東エアーカーゴ株式会社	埼 玉 県 さ い た ま 市
A Z M M A R I N E S . A .	パナマ共和国 パ ナ マ 市
タンデム・ジャパン株式会社	神 奈 川 県 横 浜 市
東華貨運代理（青島）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 青 島 市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
796名	4名増

(注) 従業員数には、臨時従業員267名が含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
547名	27名増

(注) 従業員数には、臨時従業員231名が含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,930百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,306百万円
株式会社みずほ銀行	1,406百万円
株式会社日本政策投資銀行	908百万円
株式会社山口銀行	810百万円
株式会社りそな銀行	729百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,923,000株(自己株式1,112,673株含む)
- (3) 株 主 数 17,723名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	11,100千株	39.9%
鈴 与 建 設 株 式 会 社	3,800千株	13.7%
鈴 与 株 式 会 社	1,000千株	3.6%
む さ し 証 券 株 式 会 社	960千株	3.5%
株 式 会 社 商 船 三 井	880千株	3.2%
三井住友海上火災保険株式会社	400千株	1.4%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300千株	1.1%
三井住友信託銀行株式会社	300千株	1.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	295千株	1.1%
東 海 運 持 株 会	286千株	1.0%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を除き、小数点第二位を四捨五入して計算しております。
2. 当社は、自己株式1,112,673株を保有しておりますが上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
長 島 康 雄	代表取締役社長	監査部管掌	
山 崎 隆 平	取締役常務執行役員	経営戦略部、総務法務部、アグリ事業推進部担当	
前 田 安 彦	取締役常務執行役員	海運事業部、東京陸運事業部担当	
菊 池 直 樹	取締役常務執行役員	海外企画部担当、営業本部長	
柳 田 祥 一	取締役常務執行役員	京浜事業部、中部事業部、九州事業部担当	
斯 波 伸 宏	取締役執行役員	人事部、経理部、関東事業部担当	横浜液化ガスターミナル株式会社代表取締役副社長
沖 倉 栄	取締役執行役員		近畿港運株式会社 代表取締役社長
松 井 伸 介	取締役執行役員	海運事業部長	
小 熊 佳 司	取締役執行役員	京浜事業部長	
彌 富 悠 子	取 締 役		弁護士
大 杉 秀 雄	取 締 役		公認会計士
松 本 一 朗	常 勤 監 査 役		
佐 藤 忠 弘	監 査 役		
滝 口 博 志	監 査 役		税理士

- (注) 1. 取締役彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松本一朗氏、滝口博志氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役彌富悠子氏及び大杉秀雄氏並びに監査役松本一朗氏、滝口博志氏は、東京証券取引所に届け出ている独立役員であります。
4. 監査役松本一朗氏は、太平洋セメント株式会社の管理部門並びに小野田化学工業株式会社及び株式会社エーアンドエーマテリアルの経営において、長年にわたり経験を培われており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役滝口博志氏は、税理士として、専門的な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役齋藤宏氏は、2018年7月31日をもって辞任により退任いたしました。なお、当該監査役の退任時までの重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。

重要な兼職の状況：弁護士、チッソ株式会社監査役

7. 2019年4月1日付で、次のとおり異動がありました。

氏 名	会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
山 崎 隆 平	取締役常務執行役員 経営戦略部、総務法務部、アグリ事業推進部担当	取締役常務執行役員 企画管理部、コンプライアンス統括部担当
前 田 安 彦	取締役常務執行役員 海運事業部、東京陸運事業部担当	取締役常務執行役員 海運事業部、東京陸運事業部、アグリ事業推進部担当
斯 波 伸 宏	取締役執行役員 人事部、経理部、関東事業部担当	取締役常務執行役員 人事部、経理部、関東事業部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、600万円又は法令に定める最低限度額のうちいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 13名 247,209千円

監査役 4名 27,657千円

(うち社外 5名 34,026千円)

(注) 上記の他、2018年4月1日から2019年3月31日までの期間において、使用人兼務役員に支払った使用人給与相当額は以下のとおりです。

取締役 2名 5,562千円

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 社外役員の事業年度中の主な活動状況

取締役彌富悠子氏は、当期において開催された取締役会19回のうち19回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社の企業法務及び経営実務についての発言を行っております。

取締役大杉秀雄氏は、当期において開催された取締役会19回のうち19回に出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

監査役松本一郎氏は、当期において開催された取締役会19回のうち19回に、また、監査役会14回のうち14回に出席し、主に他社の取締役としての経験を踏まえ、議案審議等に際し、適宜発言を行っております。

監査役滝口博志氏は、当期において開催された取締役会19回のうち19回に、監査役会14回のうち14回に出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地から、当社の企業財務及び会計分野についての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額

37,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37,500千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2019年3月29日開催の取締役会において、上記の体制について、本年4月1日より一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は次のとおりであります。

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善いたします。

(1) 当社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものとしています。

具体的には、コンプライアンス規程、内部通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行います。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき、情報を適切に管理できる体制を整備するものとしています。

具体的には、取締役会規程、常務会規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄いたします。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備していくものとしています。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内で定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものとしています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的發展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものいたします。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものいたします。

また、契約の締結にあたっては、法務担当部門が内容の審査を行うものいたします。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、安全衛生管理規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものいたします。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく職務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、職務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものいたします。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び常務会規程に基づき、適正な手続きにより行うものいたします。また、常務会を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みといたします。

職務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、本部・部・室・事業部などの組織を整備するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、職務執行が適切かつ有効に実施できる体制といたします。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各組織に下方展開するものいたします。

各組織の職務執行については、内部監査規程に基づき、内部監査部門が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その適切性・有効性を確保するものいたします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システム

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備するものいたします。

① 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程により、子会社の財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について当社への定期的な報告を義務付けるものいたします。

また、子会社社長が出席する各種会議体などの場を利用し、情報交換を行う中でグループ経営を推進するものとしています。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理委員会を開催し、子会社におけるリスクの把握及び管理に努めるものとしています。

子会社は、重大な危機が発生した場合、直ちに当社のリスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行うものとしています。

また、子会社は、リスク管理に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してリスク管理に関する研修などを行うものとしています。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営の円滑且つ確実な推進のため当社における子会社の担当取締役及び所管部署を選任し、子会社との密接な連携のもと、必要な助言・提言を行うものとしています。

また、当社はグループ中期経営計画を策定し、子会社に展開し、グループ全体の効率的な運営を行うものとしています。

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社より取締役又は監査役を子会社に配置し、子会社の役職員の業務執行の状況について把握するとともに、当社の内部監査部門による内部監査を実施することにより、業務の適正を確保するものとしています。

また、子会社は、法令遵守に係る体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するため、子会社の役職員に対してコンプライアンスに関する研修などを行うものとしています。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものとしています。

(7) 当社の監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものとしています。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、当該使用人の異動、処遇、懲戒について監査役と事前協議のうえ、実施するものいたします。

(9) 当社の監査役に報告するための体制

① 当社の役職員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものいたします。

具体的には、監査役が常務会などの重要な会議に出席できる体制とするものいたします。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものいたします。

さらに、監査役が、CSR統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものいたします。

② 当社の子会社の役職員及び役職員より内部通報を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社の役職員がその業務執行に関し監査役から報告を求められた場合、迅速に報告できる体制を整備するものいたします。

また、コンプライアンス委員会は、子会社の役職員からの内部通報について、監査役に迅速に報告するものいたします。

(10) 前項の内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、子会社の役職員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないものいたします。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士、その他の社外専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものといたします。

具体的には、取締役会、常務会の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものといたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定例開催し、当社グループのコンプライアンスの遵守の状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るとともに、従業員を対象にコンプライアンスに関する教育を実施し、コンプライアンスの意識の向上を図りました。

また、当社は内部通報規程により内部通報窓口を設置し、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する通報を可能とすることによりコンプライアンスの実効性の確保を図りました。

(2) 当社の取締役の職務執行の情報の保存及び管理に対する取組み

当社は、取締役会議事録、付議書その他の職務執行に関する文書について、法令及び社内規程に基づき、情報の適切な保存、管理を行いました。

(3) リスク管理に対する取組み

当社は、リスク管理委員会を定例開催し、当社グループのリスク管理の状況を定期的に確認し、的確に対応いたしました。

(4) 当社の取締役の職務執行の適正及び職務執行が効率的に行われることに対する取組み

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回以上開催し、法令、定款及び社内規程に定められた職務執行に係る重要事項を審議し、決定するとともに経営の透明性、健全性を図りました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の経営を管理するとともに、当社の内部監査部門によるグループ会社の業務監査を定期的に実施し、業務の適正性を確保しました。

当社は、グループ会社の経営責任者を含めた経営会議を定例開催し、経営状況の把握や重要事項の検討を行いました。

(6) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

当社の監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準及び内部統制システムに係る監査実施基準に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人、内部監査部門と連携することで、監査の実効性の向上を図りました。

【備考】

百万円単位及び千円単位の記載金額並びに千株単位の株式数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,370,066	流 動 負 債	11,754,889
現 金 及 び 預 金	3,426,559	営 業 未 払 金	4,327,782
受取手形及び営業未収金	7,817,131	短 期 借 入 金	4,584,968
た な 卸 資 産	150,536	リ ー ス 債 務	531,675
そ の 他	983,727	未 払 法 人 税 等	239,586
貸 倒 引 当 金	△7,887	賞 与 引 当 金	370,355
固 定 資 産	23,386,293	そ の 他	1,700,522
有 形 固 定 資 産	18,217,811	固 定 負 債	8,934,879
建 物 及 び 構 築 物	3,829,946	長 期 借 入 金	4,979,309
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	36,890	リ ー ス 債 務	1,442,084
船 舶	2,451,837	繰 延 税 金 負 債	344,153
土 地	10,376,808	特 別 修 繕 引 当 金	152,270
リ ー ス 資 産	1,230,697	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,514,993
建 設 仮 勘 定	254,813	資 産 除 去 債 務	198,712
そ の 他	36,816	そ の 他	303,356
無 形 固 定 資 産	1,656,873	負 債 合 計	20,689,769
リ ー ス 資 産	234,219	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,422,653	株 主 資 本	14,699,760
投 資 そ の 他 の 資 産	3,511,608	資 本 金	2,294,985
投 資 有 価 証 券	2,770,920	資 本 剰 余 金	1,473,797
長 期 貸 付 金	398,650	利 益 剰 余 金	11,244,478
長 期 前 払 費 用	10,867	自 己 株 式	△313,501
そ の 他	384,331	その他の包括利益累計額	314,637
貸 倒 引 当 金	△53,160	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	477,697
		為 替 換 算 調 整 勘 定	9,483
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△172,543
		非支配株主持分	52,192
		純 資 産 合 計	15,066,590
資 産 合 計	35,756,359	負 債 純 資 産 合 計	35,756,359

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
営業収益	益		
物流事業	収益	30,441,436	
海運事業	収益	10,868,001	
不動産事業	収益	418,059	
その他事業	収益	248,837	41,976,335
営業費用	費用		
物流事業	費用	27,672,026	
海運事業	費用	10,115,413	
不動産事業	費用	110,876	
その他事業	費用	287,827	38,186,144
営業総利益	利益		
物流事業	総利益	2,769,409	
海運事業	総利益	752,588	
不動産事業	総利益	307,182	
その他事業	総利益	△38,989	3,790,191
販売費及び一般管理費			3,137,706
営業外収益	利益		652,484
受取利息	利益	12,379	
受取配当金	利益	69,282	
持分法による投資利益	利益	25,294	
受取貸料	利益	34,902	
その他	利益	51,456	193,314
営業外費用	費用		
支払利息	費用	93,990	
コミットメントフィー	費用	3,758	
シンジケートローン手数料	費用	10,083	
その他	費用	19,417	127,249
経常利益	利益		718,549
特別利益	利益		
固定資産売却益	利益	8,820	
投資有価証券売却益	利益	301,163	309,984
特別損失	損失		
固定資産処分損失	損失	7,207	
減損損失	損失	511,111	
ゴルフ会員権評価損	損失	1,890	520,208
税金等調整前当期純利益			508,324
法人税、住民税及び事業税		395,379	
法人税等調整額		△211,139	184,239
当期純利益			324,085
非支配株主に帰属する当期純損失			1,895
親会社株主に帰属する当期純利益			325,980

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,294,985	1,473,797	11,057,549	△313,497	14,512,834
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△139,051		△139,051
親会社株主に帰属する当期純利益			325,980		325,980
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	186,928	△3	186,925
当 期 末 残 高	2,294,985	1,473,797	11,244,478	△313,501	14,699,760

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	792,587	25,634	△177,367	640,854	54,690	15,208,379
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－		△139,051
親会社株主に帰属する当期純利益				－		325,980
自 己 株 式 の 取 得				－		△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純額)	△314,889	△16,151	4,823	△326,217	△2,497	△328,714
当 期 変 動 額 合 計	△314,889	△16,151	4,823	△326,217	△2,497	△141,789
当 期 末 残 高	477,697	9,483	△172,543	314,637	52,192	15,066,590

連 結 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8 社

会社名 近畿港運(株)、イースタンマリンシステム(株)、豊前久保田海運(株)、
アヅマ・ロジテック(株)、AZM MARINE S.A.、
関東エアーカーゴ(株)、タンデム・ジャパン(株)、
東華貨運代理(青島)有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

会社名 SIAM AZUMA MULTI-TRANS CO.,LTD.、
AZUMA TRANSPORT SERVICES (Thailand) CO.,LTD.、
AZUMA CIS LLC、AZUMA SHIPPING MONGOLIA LLC、
TANDEM GLOBAL LOGISTICS MONGOLIA LLC、
AZUMA LOGISTICS MYANMAR COMPANY LIMITED.

(連結の範囲から除いた理由)

当該非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

また、AZUMA LOGISTICS MYANMAR COMPANY LIMITED. は、2019年2月19日付でWin Azuma Logistics (Myanmar) Co.,Ltd. より名称変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 2 社

会社名 SIAM AZUMA MULTI-TRANS CO.,LTD.、
AZUMA TRANSPORT SERVICES (Thailand) CO.,LTD.

(2) 持分法適用の関連会社の数 5 社

会社名 原田荷役(株)、横浜液化ガスターミナル(株)、
TANDEM HOLDING (HK) LTD.、
トランスロシアエージェンシージャパン(株)、
上海龍飛国際物流有限公司

(3) 持分法を適用しない主要な会社名等

会社名 TANDEM GLOBAL LOGISTICS (NL) B. V.

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東華貨運代理(青島)有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、船舶、東雲ビルの資産及び1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な資産別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～52年

船舶 10年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

イ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

ロ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 特別修繕引当金

船舶の定期修繕に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の適用

当社の一部及び連結子会社の退職給付制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 平成27年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 平成27年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	715,949千円
機械装置及び運搬具	0千円
船	1,617,282千円
土地	2,181,460千円
その他（有形固定資産）	84千円
その他（無形固定資産）	253千円
計	4,515,030千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	230,468千円
長期借入金	2,133,559千円
計	2,364,027千円

この他、上記資産の一部は銀行取引全般に対し担保に供しており、当該極度額は3,830,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

25,814,069千円

3. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

夢洲コンテナターミナル㈱	866,026千円
--------------	-----------

4. たな卸資産の内訳

製品	6千円
仕掛品	10,755千円
原材料及び貯蔵品	139,773千円
計	150,536千円

5. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の安定化と手元資金の有効活用による有利子負債の圧縮を行い、財務体質の更なる強化のため、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約を取引銀行5行と締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,590,000千円
差引額	1,410,000千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,923,000	—	—	28,923,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	83,431	3	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	55,620	2	2018年9月30日	2018年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	83,430	3	2019年3月31日	2019年6月28日

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

該当事項はありません。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に物流事業・海運事業・不動産事業・その他事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は、短期的な預金等、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスク、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先毎の期日管理、外部調査機関を利用した与信限度額設定による残高管理を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様のリスク管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、ヘッジ手段として先物為替予約を必要に応じて利用することとしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当社の保有する株式は主に業務上の関係を有するものであります。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し担当役員及び関係部署に報告されております。連結子会社の保有する株式についても、当社に準じたリスク管理を行っております。

営業債務である営業未払金は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業未収金残高の範囲内にあります。また、ヘッジ手段として先物為替予約を必要に応じて利用することとしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金としての資金調達であり、長期借入金（原則として10年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避するために、必要に応じてデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用することとしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長で7年11ヶ月後であります。

営業未払金、借入金及びリース債務につきましては、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち24.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,426,559	3,426,559	—
(2) 受取手形及び営業未収金	7,817,131	7,817,131	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,323,136	1,323,136	—
資産計	12,566,827	12,566,827	—
(1) 営業未払金	4,327,782	4,327,782	—
(2) 短期借入金	2,820,000	2,820,000	—
(3) 長期借入金	6,744,277	6,837,438	93,161
(4) リース債務	1,973,759	1,939,532	△34,227
負債計	15,865,819	15,924,752	58,933

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び営業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式はその取引所の価格によっております。

負 債

(1) 営業未払金、及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価については、当該リース債務の元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,447,783千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、京浜地区その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅、賃貸倉庫及び賃貸駐車場を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
5,848,074	9,384,356

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 539円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円72銭 |

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、以下のとおり減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	金額（千円）
その他事業資産	三重県津市	リース資産（有形）及び構築物等	472,518
物流事業資産	福岡県福岡市	土地及び建物等	36,688
物流事業資産	東京都江東区	建物及びその他（有形）等	1,642
遊休資産	栃木県矢板市	土地	262

当社グループでは、管理会計上の損益単位を基礎とし、事業の状況を勘案した上で資産のグルーピングを行っております。遊休資産においては、個別物件単位ごとに資産のグルーピングを行っております。

その他事業資産については、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その内訳は、リース資産（有形）347,107千円、建物及び構築物88,841千円、その他（無形）31,981千円、その他（有形）3,061千円、リース資産（無形）1,193千円、機械装置及び運搬具333千円であります。

物流事業資産については、営業損益が継続してマイナスとなっていることから、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その内訳は、土地29,905千円、建物及び構築物7,289千円、その他（有形）601千円、その他（無形）533千円であります。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額を正味売却価額とした場合、正味売却価額は主に不動産鑑定評価により評価しております。また、使用価値とした場合、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しております。

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,542,870	流 動 負 債	10,442,224
現金及び預金	1,891,766	営 業 未 払 金	3,603,955
受 取 手 形	439,864	短 期 借 入 金	2,820,000
営 業 未 収 金	6,079,718	一年以内返済長期借入金	1,586,500
た な 卸 資 産	142,053	リ ー ス 債 務	402,185
前 払 費 用	47,005	未 払 金	57,232
短 期 貸 付 金	126,689	未 払 法 人 税 等	207,401
未 収 入 金	487,167	未 払 消 費 税 等	55,900
仮 払 金	18,206	未 払 費 用	430,271
立 替 金	316,140	未 払 利 息	5
貸 倒 引 当 金	△5,742	前 受 金	149,344
固 定 資 産	21,084,892	預 り 金	799,428
有形固定資産	15,048,976	賞 与 引 当 金	330,000
建 物	3,565,620	固 定 負 債	6,694,196
構 築 物	191,168	長 期 借 入 金	3,349,500
機 械 装 置	24,591	リ ー ス 債 務	1,231,876
船 舶	77,943	長 期 未 払 金	24,263
車 両 運 搬 具	8,068	長 期 預 り 保 証 金	248,274
工具、器具及び備品	31,481	繰 延 税 金 負 債	453,357
土 地	9,965,967	退 職 給 付 引 当 金	1,116,009
リ ー ス 資 産	929,892	特 別 修 繕 引 当 金	41,650
建 設 仮 勘 定	254,242	資 産 除 去 債 務	198,712
無 形 固 定 資 産	1,595,242	そ の 他	30,551
借 地 権	1,276,031	負 債 合 計	17,136,421
電 話 加 入 権	19,808	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	68,151	株 主 資 本	13,020,867
施 設 利 用 権	6,432	資 本 本 金	2,294,985
リ ー ス 資 産	224,818	資 本 剰 余 金	1,506,024
投資その他の資産	4,440,673	資 本 準 備 金	1,505,865
投資有価証券	2,145,828	そ の 他 資 本 剰 余 金	159
開 係 会 社 株 式	920,332	利 益 剰 余 金	9,533,359
出 資 金	9,392	利 益 準 備 金	300,000
開 係 会 社 出 資 金	71,108	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,233,359
長 期 貸 付 金	1,057,013	配 当 準 備 積 立 金	280,000
長 期 前 払 費 用	10,460	土 地 圧 縮 積 立 金	1,884,899
そ の 他 投 資	275,792	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	340,488
貸 倒 引 当 金	△49,256	別 途 積 立 金	3,900,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,827,971
		自 己 株 式	△313,501
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	470,474
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	470,474
		純 資 産 合 計	13,491,342
資 産 合 計	30,627,763	負 債 純 資 産 合 計	30,627,763

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
物流事業収益	23,295,265	
海運事業収益	10,868,001	
不動産事業収益	451,131	
その他の事業収益	248,890	34,863,289
営 業 費 用		
物流事業費用	21,011,702	
海運事業費用	10,157,797	
不動産事業費用	111,416	
その他の事業費用	288,182	31,569,099
営 業 総 利 益		
物流事業総利益	2,283,562	
海運事業総利益	710,204	
不動産事業総利益	339,714	
その他の事業総利益	△39,291	3,294,190
販売費及び一般管理費		2,799,646
営 業 利 益		494,543
営 業 外 収 益		
受取利息	20,206	
受取配当金	92,580	
受取賃貸料	35,322	
その他の	52,417	200,525
営 業 外 費 用		
支払利息	53,850	
コミットメントフィー	3,758	
シンジケートローン手数料	10,083	
その他の	12,659	80,351
経 常 利 益		614,718
特 別 利 益		
固定資産売却益	6,865	
投資有価証券売却益	301,163	308,028
特 別 損 失		
固定資産処分損	7,072	
減損損失	510,849	
ゴルフ会員権評価損	1,890	
関係会社株式評価損	30,785	550,597
税引前当期純利益		372,150
法人税、住民税及び事業税	362,311	
法人税等調整額	△168,328	193,982
当 期 純 利 益		178,167

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,294,985	1,505,865	159	1,506,024	300,000	9,194,243	9,494,243
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				－		△83,431	△83,431
剰余金の配当 (中間配当)				－		△55,620	△55,620
当 期 純 利 益				－		178,167	178,167
自 己 株 式 の 取 得				－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				－			－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	39,115	39,115
当 期 末 残 高	2,294,985	1,505,865	159	1,506,024	300,000	9,233,359	9,533,359

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△313,497	12,981,755	781,733	781,733	13,763,489
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△83,431		－	△83,431
剰余金の配当 (中間配当)		△55,620		－	△55,620
当 期 純 利 益		178,167		－	178,167
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3		－	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		－	△311,258	△311,258	△311,258
当 期 変 動 額 合 計	△3	39,112	△311,258	△311,258	△272,146
当 期 末 残 高	△313,501	13,020,867	470,474	470,474	13,491,342

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	配当準備 積立金	土地圧縮 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
当 期 首 残 高	280,000	1,891,550	366,723	3,900,000	2,755,969	9,194,243
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△83,431	△83,431
剰余金の配当 (中間配当)					△55,620	△55,620
土地圧縮積立金の取崩		△6,651			6,651	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△26,235		26,235	－
当 期 純 利 益					178,167	178,167
自 己 株 式 の 取 得						－
当 期 変 動 額 合 計	－	△6,651	△26,235	－	72,002	39,115
当 期 末 残 高	280,000	1,884,899	340,488	3,900,000	2,827,971	9,233,359

個 別 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、船舶、東雲ビルの資産及び1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な資産別の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～52年

船舶 14年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用しております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 簡便法の適用

当社の一部の退職給付制度は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 特別修繕引当金

船舶の定期修繕に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第５号 平成27年１月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（企業会計基準委員会 実務対応報告第７号 平成27年１月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計に関する注記を変更しました。

また、税効果会計に関する注記において、税効果会計基準一部改正第３項から第５項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注８）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注９）に記載された内容を追加しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	685,095千円
構築物	19,269千円
機械装置	0千円
車両運搬具	0千円
工具、器具及び備品	84千円
土地	1,925,528千円
施設利用権	253千円
計	2,630,232千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	65,000千円
長期借入金	585,000千円
計	650,000千円

この他、上記資産の一部は銀行取引全般に対し担保に供しており、当該極度額は3,730,000千円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 18,755,048千円

3. 保証債務

保証債務は次のとおりであります。

金融機関等からの借入金に対する保証

夢洲コンテナターミナル(株)	857,703千円
イースタンマリンシステム(株)	1,714,027千円
計	2,571,730千円

営業債務に対する保証

近畿港運(株)	9,795千円
---------	---------

4. 関係会社に対する短期金銭債権 2,100,832千円

5. 関係会社に対する短期金銭債務 471,293千円

6. 関係会社に対する長期金銭債権 702,337千円

7. たな卸資産の内訳

製品	6千円
仕掛品	10,755千円
原材料及び貯蔵品	131,291千円
計	142,053千円

8. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の安定化と手元資金の有効活用による有利子負債の圧縮を行い、財務体質の更なる強化のため、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約を取引銀行5行と締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,590,000千円
差引額	1,410,000千円

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

10,560,935千円

営業費用

4,165,881千円

営業取引以外の取引による取引高

56,784千円

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
普通株式	1,112,663	10	—	1,112,673

当事業年度中の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	101,060千円
前払費用損金不算入額	38,969千円
未払事業税	16,947千円
賞与引当金に係る社会保険料	14,088千円
未払事業所税	2,671千円
退職給付引当金	341,774千円
一括償却資産	13,864千円
ゴルフ会員権評価損	51,018千円
投資有価証券評価損	42,288千円
関係会社株式評価損	100,209千円
関係会社出資金評価損	23,009千円
土地評価損	73,477千円
借地権評価損	7,106千円
減損損失	163,905千円
減価償却超過額	1,533千円
貸倒引当金	11,695千円
その他	18,229千円
繰延税金資産小計	1,021,852千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△309,938千円
繰延税金資産合計	711,913千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	△832,064千円
固定資産圧縮積立金	△150,303千円
その他有価証券評価差額金	△182,902千円
繰延税金負債合計	△1,165,271千円
繰延税金負債の純額	△453,357千円

Ⅸ. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	太平洋セメント株式会社	東京都港区	86,174,248	セメントの製造及び販売業	被所有 直接39.92	製品及び原料の輸送等	製品及び原料の輸送等	10,257,212	営業未収金	1,867,416

(注) 1 上記取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品及び原料の輸送等の料金については、各輸送品目又は輸送形態毎に以下のとおりに取り決めております。

- (1) セメント専用船による海上輸送料金については、輸送原価を勘案して当社見積料金を提示し、毎期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (2) 一般貨物船による海上輸送料金及びセメント関連製品の陸上輸送料金については、各品目毎の輸送運賃を提示し、毎期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (3) サービス・ステーション作業管理料金については、市場価格、管理原価を勘案して当社見積料金を提示し、毎期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースタンマリンシステム株式会社	大分県大分市	50,000	船舶賃渡業	所 有 直接100	船舶借受 役員の兼任あり	債務保証	1,714,027	—	—
	AZM MARINE S. A.	Republic of Panama	111	船舶賃渡業	所 有 直接100	資金の援助 役員の兼任あり	資金の回収	87,500	短期貸付金	70,000
							利息の受取	5,567	長期貸付金	367,500

(注) 1 イースタンマリンシステム㈱の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。なお、保証料の受取りはありません。

(注) 2 AZM MARINE S. A. に対する資金の貸付けについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年としております。なお、担保の受入れはありません。

3. その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	クリオン株式会社	東京都江東区	3,075,141	軽量気泡コンクリートの製造及び施工	所有直接0.13	製品及び原料の輸送	製品及び原料の輸送	2,081,358	受取手形	223,018
									営業未収金	192,185
	太平洋マテリアル株式会社	東京都北区	1,631,000	セメント関連製品及び原料の販売	—	船舶等の燃料の購入等	燃料代	1,507,968	営業未払金	379,861

(注) 1 上記取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品及び原料の輸送料金については、市場価格、輸送原価を勘案して当社見積料金を提示し、毎期料金交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (2) 燃料代については、市場価格を勘案し、毎期価格交渉の上、決定しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 485円12銭
2. 1株当たり当期純利益 6円41銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年 5 月21日

東 海 運 株 式 会 社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐 田 明 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	関 根 義 明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東 海運株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東 海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年 5月21日

東 海 運 株 式 会 社
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	佐 田 明 久	Ⓔ
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	関 根 義 明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東 海運株式会社
の2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、
すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並
びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基
準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにあ
る。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附
属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整
備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

東 海 運 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 松 本 一 朗 ㊟

監 査 役 佐 藤 忠 弘 ㊟

社 外 監 査 役 滝 口 博 志 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、安定的な配当の維持、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、期末配当金につきましては、1株当たり3円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、すでにお支払いしております中間配当金2円を含め、1株当たり5円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額83,430,981円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員(11名)の任期が満了いたします。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	なが しま やす お 長 島 康 雄 (1956年10月19日)	1979年4月 当社入社 2008年6月 当社経理部長 2011年6月 当社執行役員国内営業部長 2012年4月 当社執行役員営業推進部長 2013年4月 当社常務執行役員 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2017年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) 【管掌】 監査部	44,300株
[取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、事業部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2013年より当社取締役常務執行役員に就任し、2017年4月より代表取締役社長に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。			
2	まえ だ やす ひこ 前 田 安 彦 (1956年12月6日)	1979年4月 当社入社 2007年10月 当社営業推進部長 2008年6月 当社海運事業部長 2012年4月 当社執行役員海運事業部長 2013年4月 当社常務執行役員海運事業部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員海運事業部長 2014年7月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 海運事業部、東京陸運事業部、アグリ事業推進部	20,448株
[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門、営業部門及び海外現地法人の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2013年より当社取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	きく ち なお き 菊 池 直 樹 (1957年 6 月 8 日)	1981年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員九州事業部長 2016年 4 月 当社取締役執行役員物流営業部長 2017年 4 月 当社取締役執行役員営業本部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在に至る) 【担当】 海外企画部	4,774株
		[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門、海外部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2015年、当社取締役執行役員に就任し、2018年 4 月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	
4	やなぎ だ しょう いち 柳 田 祥 一 (1959年 1 月 31 日)	1981年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社執行役員京浜事業部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員京浜事業部長 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 京浜事業部、中部事業部、九州事業部	17,000株
		[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2015年、当社取締役執行役員に就任し、2018年 4 月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	
5	し ば のぶ ひろ 斯 波 伸 宏 (1959年 2 月 2 日)	1983年 4 月 当社入社 2011年10月 当社環境営業部長 2013年 4 月 当社執行役員東京陸運事業部長 2014年 4 月 当社執行役員関東事業部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員 2019年 4 月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る) 【担当】 人事部、経理部、関東事業部 【重要な兼職の状況】 横浜液化ガスターミナル株式会社 代表取締役副社長	3,000株
		[取締役候補者とした理由] 当社の財務・会計部門、事業部門及び営業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2017年、当社取締役執行役員に就任し、2019年 4 月より取締役常務執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていけるものと判断しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 の 数
6	おき くら さかえ 沖 倉 栄 (1958年 8 月 31 日)	1981年 4 月 当社入社 2014年10月 当社物流営業部長 2015年 4 月 当社執行役員物流営業部長 2016年 6 月 当社執行役員 2018年 6 月 当社取締役執行役員 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 近畿港運株式会社代表取締役社長	2,345株
	[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門、海外部門及び子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		
7	まつ い しん すけ 松 井 伸 介 (1963年10月20日)	1988年 4 月 当社入社 2008年10月 当社環境事業室長 2010年 7 月 当社営業企画部長 2016年 4 月 当社九州事業部長 2017年 4 月 当社執行役員九州事業部長 2018年 4 月 当社執行役員海運事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員海運事業部長 (現在に至る)	4,248株
	[取締役候補者とした理由] 当社の営業部門及び事業部門において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		
8	お ぐま けい じ 小 熊 佳 司 (1960年 9 月 11 日)	1984年 4 月 当社入社 2011年 6 月 関東エアーカーゴ株式会社代表取締役社長 2016年 4 月 当社中部事業部長 2017年 4 月 当社執行役員中部事業部長 2018年 4 月 当社執行役員京浜事業部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員京浜事業部長 (現在に至る)	8,100株
	[取締役候補者とした理由] 当社の事業部門及び子会社の経営において、豊富な業務経験と知識を有するとともに、2018年より当社取締役執行役員に就任しております。引き続き、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		
9	【新任】 なか やま のり あき 中 山 典 昭 (1959年 7 月 5 日)	1982年 4 月 小野田セメント株式会社入社 2015年 4 月 太平洋セメント株式会社 セメント事業本部管理部長 2017年 4 月 当社入社 当社経営戦略部長 2018年 4 月 当社執行役員経営戦略部長 2019年 4 月 当社執行役員企画管理部長	5,000株
	[取締役候補者とした理由] 太平洋セメント株式会社の営業部門及び管理部門並びに当社の管理部門において、豊富な業務経験と知識を有しており、当社の取締役として、その知見を活かしていただけるものと判断しております。		

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1 0	い や ど み ゆ う こ 彌 富 悠 子 (1945年 2 月 4 日)	1984年 4 月 弁護士登録 加嶋法律事務所入所（現在に至る） 2015年 6 月 当社取締役（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 弁護士	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたる弁護士活動を通して、企業法務と経営実務に関する幅広い見識を有するとともに、2015年より当社社外取締役に就任しております。引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		
1 1	お お す ぎ ひ で お 大 杉 秀 雄 (1946年 6 月 19 日)	1975年 3 月 公認会計士登録 2010年 7 月 公認会計士大杉秀雄事務所開業 （現在に至る） 2016年 6 月 当社取締役（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 公認会計士	0株
	[社外取締役候補者とした理由] 長年にわたる公認会計士としての豊富な業務経験を通して、企業財務及び会計に関する幅広い見識を有するとともに、2016年より当社社外取締役に就任しております。引き続き、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者斯波伸宏が代表取締役副社長を務める横浜液化ガスターミナル株式会社に対し、当社は、土地を賃貸しております。
2. 候補者沖倉栄が代表取締役社長を務める近畿港運株式会社と当社は、取引関係があるとともに、港湾運送事業等において競業関係にあります。
3. 他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 候補者彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者彌富悠子氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年であります。
6. 候補者大杉秀雄氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年であります。
7. 候補者彌富悠子氏につきましては、業務上使用している氏名であり、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は伊藤悠子氏であります。
8. 当社と候補者彌富悠子氏及び大杉秀雄氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。
- また、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。
- 両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。本議案が承認可決されますと、在任中の監査役を含め4名となります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
【新任】 し し め ま さ し 志々目 昌史 (1955年2月16日)	1986年4月 弁護士登録 1997年10月 志々目法律事務所開設 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 弁護士 澁澤倉庫株式会社社外監査役 株式会社横河ブリッジホールディングス社外監査役	0株
[社外監査役候補者とした理由] 弁護士として、専門的な知識及び経験を有しており、長年にわたる弁護士活動を通して、企業法務と経営実務に関する幅広い見識を有しております。同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		

(注) 1. 候補者志々目昌史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者志々目昌史氏は、社外監査役候補者であります。本定時株主総会で就任が承認された場合は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出る予定であります。

3. 当社は、候補者志々目昌史氏が社外監査役に就任された場合、同氏と会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。

同契約の概要は、社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、600万円又は同法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額に限定するものとしております。

また、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとしております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみでしたが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様であります。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2006年6月28日開催の第105回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの5年間（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものであります。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象者は、社外取締役2名を除いた取締役9名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金187.5百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり139,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金187.5百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役役を受益者として本信託を設定いたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得いたします。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様であります。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金37.5百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続いたします。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役役がいる場合には、当該取締役役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与いたします。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり139,000ポイントを上限といたします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株といたします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役役がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得稅等の納稅資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式

に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋浜町三丁目22番1号
日本橋浜町Fタワープラザ3階
Fタワープラザホール



- 東京メトロ半蔵門線
「水天宫前駅」下車5番出口より徒歩5分
- 東京メトロ日比谷線
「人形町駅」下車A2出口より徒歩6分
- 都営浅草線
「人形町駅」下車A3出口より徒歩7分
- 都営新宿線
「浜町駅」下車A2出口より徒歩5分

※ 日比谷線「人形町駅」A1出口は改装工事に伴い、現在閉鎖中です。

※ 駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。